

高浜発電所に係る舞鶴市域の
安全確保等に関する覚書

京 都 府

舞 鶴 市

関 西 電 力 株 式 会 社

高浜発電所に係る舞鶴市域の安全確保等に関する覚書

京都府（以下「甲」という。）、舞鶴市（以下「乙」という。）および関西電力株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり覚書を交換する。

第1条 甲は、丙と締結した「高浜発電所に係る京都府域の安全確保等に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、丙から説明、連絡または回答を受けた事項について、丙から乙に説明または連絡されているものを除き、乙にその情報を提供するものとする。

第2条 甲は、協定書第6条に基づき、発電所の現地確認を行う場合には、事前に乙に連絡するとともに結果について情報を提供する。

2 甲が現地確認を行う場合において、乙が同行を求めたときは、甲は丙に連絡し、乙の職員を同行するものとする。

第3条 乙は、甲および丙から提供された情報ならびに現地確認の内容について、安全対策に係る意見がある場合には、甲に意見を申し出ることができる。この場合において、甲は乙と協議の上、丙に対し、協定書に基づき意見を述べるものとし、丙は甲に対して措置状況を誠意をもって回答する。

第4条 丙は、原子力防災対策の充実および強化を図るとともに、その実効性を高めるため、教育訓練の実施および乙に対する的確かつ迅速な連絡体制の整備を行う。

2 乙が、甲を通じて、丙に地域防災対策への協力を求めたときは、丙は誠意をもって対応するものとする。

この覚書交換の証として、本書3通を作成し、記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成27年2月27日

甲 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府知事 山田 啓二

乙 京都府舞鶴市字北吸1044番地

舞鶴市長 多々見 良三

丙 大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠